

令和7年3月24日

香芝市教育長 小西 友吉 様

香芝市議会議長 中村 良路

【質問者： 中井 政友】



質 問 状

香芝市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第2項により速やかに回答して下さい。

令和7年2月21日開催された第2回教育委員会会議において廃止された「学校再編基本方針」について質問させていただきます。

- 1 廃止を決定したのは、教育委員会であるけれども、議会に提案し可決された方針を廃案にできるのも議会であるはずであり、市長が教育委員会の提案をうけて議会に廃案の議案を提案するべきと考えます。法的手続きに基づいて可決された議案であれば、逆に法的手続きに基づいて廃案にされるべきと思われるからです。どのような論理で議会の承認なく進められるのか、この点について、どう考えられていますか。
- 2 香芝市公有財産有効活用検討会議の議事録を読むと同委員会によって実質方向づけされた「学校再編基本方針」が教育委員会によって提案されてからの、この2年間の変遷をどう考えているのでしょうか。
- 3 この責任は、当時の関係者、具体的には教育長、教育委員にあるのではないですか。どう考えられていますか。

香教総第19号
令和7年4月24日

香芝市議会議員 中井 政友 様

香芝市教育委員会
教育長 小西 友吉



質問状に対する回答について

令和7年3月24日付けで香芝市議会基本条例に基づき質問のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

1について

香芝市議会の議決すべき事件を定める条例（以下「条例」という。）第2条第2号は、議会の議決すべき事件は、「市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向又は執行について定める計画のうち、その期間が5年以上のものの策定、変更又は廃止に関すること。」と規定するところ、香芝市学校施設の再編等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）は、その趣旨にも示されているが、令和2年3月に策定した香芝市学校施設等長寿命化計画（個別施設計画）の見直しに当たって作成されたものであることから、市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向又は執行について定める計画に該当しないことは明らかであって、このことは、条例の施行後において、各個別施設計画を議決を経ずに見直していることに鑑みても、整合が図られている。

このことから、基本方針を策定するに当たり、議会の議決すべき事件とした当時の判断が誤ったものであり、今般、議決を経ず基本方針を廃止したことは、何ら問題はないものとする。

2について

質問の趣旨が必ずしも明らかでないため、回答を差し控える。

3について

質問の趣旨が必ずしも明らかでないため、回答を差し控える。

以上